

# 令和5年度農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション対策)

## (農山漁村発イノベーション推進事業(地域活性化型)のうち活動計画策定事業) 追加公募要領

### 第1 はじめに

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認識されています。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出するとともに、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっています。

このため、農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」という。）を交付し、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけを作ること及び農山漁村について広く知ってもらうことを目的とし、地域の創意工夫による活動の計画づくり等を支援します。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）並びに農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（以下「実施要領」という。）及び実施要領別記1を必ず御確認いただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に提出いただくようお願いします。

公募期間：令和5年6月26日（月）から令和5年7月18日（火）まで

### 第2 事業内容等

次の事業について公募を行うものであり、事業内容、事業実施主体及び事業実施期間については、次のとおりです。なお、具体的な事業内容、選定要件、交付率及び助成額については、別表1に定めるとおりです。

#### 1 事業内容

本事業の内容は、次の（1）及び（2）のとおりとします。

##### （1）アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による次の①から③までの取組に係るアドバイザーを活用したワークショップ等を通じた活動計画づくり。なお、①の取組については、②又は③の取組と合わせて実施する必要があります。

###### ① 都市と農山漁村の人々が交流するための取組

- ② 都市住民が農山漁村に定住するための取組
  - ③ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組
- (2) (1) で策定した地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築、実証活動等具体的な内容については、別表 2 に定めるとおりです。

## 2 事業実施主体

事業実施主体は、次の（1）及び（2）の要件を全て満たす地域協議会です。

- (1) 次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定め、地域協議会の全ての構成員がこれに同意していること。

ア 目的

イ 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関する必要な事項

- (2) 地域協議会の構成員に市町村が含まれていること。

## 3 事業実施期間

- (1) 事業の全体の事業実施期間は、3年間です。

ただし、1の（1）の地域の活動計画の策定の取組については、事業開始年度内を事業実施期間とします。

- (2) 振興交付金の交付期間については、原則、事業開始年度から2年度分とし、3年目の事業については交付期間とせず、振興交付金の交付期間内に行った取組を自立的かつ継続的な取組としていく期間とします。

ただし、別表1の具体的な事業内容欄の（2）のイの取組を行い、かつ、事業を実施する地域が別表1の交付率及び助成額欄の（4）に掲げる地域（以下「条件不利地域」という。）のいずれかに該当する場合又は別表1の具体的な事業内容欄の（2）のウの取組を行う場合にあっては、事業開始年度から3年度分を交付期間とします。

## 第3 提案書の作成及び提出

### 1 応募に必要な書類

- (1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添）

農山漁村振興交付金事業実施提案書（以下「提案書」という。）に必要事項を記入してください。

なお、作成に当たっては、以下の点に留意してください。

ア 第2の事業の実施に要する経費については、次のとおりとします。

| 区分         | 具体的な経費                       |
|------------|------------------------------|
| 1 賃金       | 臨時に雇用される事務補助員等の賃金            |
| 2 報償費      | 謝金                           |
| 3 旅費       | 普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費） |
| 4 需用費      | 消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等            |
| 5 役務費      | 通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等            |
| 6 委託料      | コンサルタント等に係る委託料               |
| 7 使用料及び賃借料 | 会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料   |
| 8 備品購入費    | 施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費     |
| 9 報酬       | 技術員手当（給料及び職員手当（退職手当を除く。））    |
| 10 共済費     | 共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等         |
| 11 補償費     | 借地料等                         |
| 12 資材等購入費  | 資材購入費、調査試験用資材費等              |
| 13 機械賃料    | 作業機械、機材等賃料経費等                |
| 14 研修手当    | 実践研修に要する経費の手当                |

- イ 事業の計画期間の全期間にわたる活動内容を記載してください。
- ウ 計画期間内の事業の実施によって実現しようとする目標を定めてください。その際、第2の1の(1)の①から③までの取組のうち、事業として実施する取組に対応する、次のaからcまでの目標をそれぞれ定めてください。これに加えて、情報発信等による普及啓発に係る数値目標を必ず定めてください。なお、地域独自の目標を追加することもできることとします。
- a 都市と農山漁村の人々が交流するための取組に係る数値目標（交流人口等）
  - b 都市住民が農山漁村に定住するための取組に係る数値目標（移住者数等）
  - c 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組に係る数値目標（転出者数等）
- エ ウの目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）を目標ごとに設定してください。なお、評価指標については、農業体験や定住促進イベントなどの参加人数、子育て支援の取組の利用者数、SNSの記事の投稿回数等、目標に対応した定量的なものとなっている必要があります。
- オ 提案書の目標及び評価指標の内容に対して、取組の内容が妥当なものとなるようにしてください。
- カ 事業実施区域が市町村の範囲を越えている場合には、支援の対象となりません。
- キ 提案書本体はA4判20ページ以内で記載してください。20ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等

については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的にいれるように工夫してください。表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本体のフォントサイズは11ポイント以上とします。

なお、多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

- ク 提案者が、提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けている場合には、本事業の支援対象になりません。
- ケ 次に掲げる通知において、別表1の具体的な事業内容欄と同様の取組を実施している場合には、本事業の支援対象なりません。
  - a 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25農振第393号農林水産事務次官依命通知）
  - b 農村集落活性化支援事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第1905号農林水産事務次官依命通知）
  - c 農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）
  - d 「農山漁村振興交付金交付等要綱の一部改正について」（令和5年4月1日付け4農振第3433号農林水産事務次官依命通知）による改正前の交付等要綱
- コ 提案者及び事業実施区域が、交付等要綱に規定する農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション推進事業のうち農泊推進型）を実施した、又は実施している場合には、支援の対象とならない可能性がありますので、事前に第7に記載する問合せ先に確認してください。

## （2）提案書の添付資料

次のアからオまでの資料については、必ず提案書に添付してください。また、カからツまでの資料については、該当する提案者のみ添付してください。

- ア 協定の内容を示す文書（協定が策定されていない場合は、協定の案でも可。ただし、実施要領別記1の第2の2に規定する農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請時までに協定を策定すること。）
- イ 提案者が開催した直近の総会等の資料及び予算・決算資料
- ウ 地域協議会の構成員及び連携団体の活動内容が確認できる資料
- エ 提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）及び経理責任者のこれまでの実績、提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料
- オ 第2の事業に活用するアドバイザーの活動内容が確認できる資料
- カ 提案に係る取組が、条件不利地域において実施する取組である場合には、事業を実施する地域が条件不利地域に該当することが確認できる資料

キ 提案に係る取組が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 1 項に基づく地域再生計画と関連する場合は、当該地域再生計画

※ 地域再生計画は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定するものです。

詳しくは、以下のホームページを御覧ください。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/index.html>

ク 提案に係る取組が、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針に関連する場合は、当該協定又は方針

※ 定住自立圏形成協定は、人口の定住のために必要な諸機能の確保に向けて、中心市と周辺市町村が 1 対 1 で、「生活機能の強化」等の観点から連携する取組について、関係市町村議会の議決を経て定める協定です。

詳しくは、以下のホームページを御覧ください。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html)

ケ 提案に係る取組が、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に基づく総合特別区域に関連する場合は、当該総合特別区域計画

コ 提案に係る取組が、棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき認定を受けた指定棚田地域振興活動計画と関連する場合は、当該指定棚田地域振興活動計画

サ 提案に係る取組が、世界農業遺産・日本農業遺産の認定を受けた地域が策定した世界農業遺産・日本農業遺産保全計画と関連する場合は、当該認定地域の世界農業遺産・日本農業遺産保全計画

シ 提案に係る取組が、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 5 条第 8 項の認定を受けた地域が策定した同条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画と関連する場合は、当該認定地域の認定通知（写）

ス 提案に係る取組が、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 55 条第 1 項の景観農業振興地域整備計画が策定されている地域が策定した景観農業振興地域整備計画と関連する場合は、当該策定地域の景観農業振興地域整備計画

セ 提案に係る取組が、第 4 の 3 の（3）のサに規定する取組と関連する場合は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 17 条第 1 項に規定する都道府県食育推進計画若しくは同法第 18 条第 1 項に規定する市町村食育推進計画又は当該地域における食文化の保護・継承又は郷土料理や食文化を活用した地域活性化の取組の内容が確認できる資料

ソ 提案に係る取組が、当該地域におけるデジタル田園都市国家構想に資する取組等、国的重要施策等の時宜に適った取組を実施、又は当該取組と関連がある取組である場合には、取組又は関連の内容が確認できる資料

タ 提案に係る取組が、中山間地農業ルネッサンス事業に定める「地域別農業

「振興計画に位置付けられた提案」と関連する場合には、当該地域別農業振興計画

- チ 提案に係る取組が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく次に掲げる計画と関連する場合は、内容が確認できる資料
- a 同法第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画が作成されている場合
  - b 同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画が認定を受けている場合
  - c 同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画が認定を受けている場合
- ツ デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である場合は、取組又は関連の内容が確認できる資料

## 2 提案書類の提出方法

### （1）提出方法

第7に記載する書類提出先に提案書及び添付資料（以下「提案書等」という。）を提出してください。

### （2）提出期限

令和5年7月18日（火）17時まで（郵送の場合は、同日必着のこと。）

### （3）提出に当たっての留意事項

ア 提案書等に、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れなど不備がある場合には、審査対象となりません。

イ 提案書等の提出部数は1部です。

ウ 提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は申請者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

エ 提出された提案書等については、機密保持に努め、審査以外には使用しません。

オ 提案書等の提出については、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で電子申請いただけます。なお、電子申請の詳細については、こちら

(<https://e.maff.go.jp>) から御確認ください。

## 第4 提案書の選定

### 1 審査方法

農林水産省地方農政局長、農林水産省農村振興局長（事業実施区域が北海道の区域内にある場合に限る。以下「農村振興局長」という。）及び内閣府沖縄総合事務局長（事業実施区域が沖縄県の区域内にある場合に限る。）（以下「地方農政局長等」という。）が、外部有識者等による選定審査委員会を設置し、3の審査の観点により提案書等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、その評価結果を基に振興交付金の交付を受ける候補者（以下「交付候補者」という。）の案を決定します。なお、振興交付金の額は、予算の範囲内で調整されるほか、対象経費等の精査の結果、提案額より減額することがあります。

選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とし、選定審査委員会に係る一切の質問を受け付けませんので、御了承願います。

### 2 選定結果の通知等

地方農政局長等は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、交付候補者を選定するとともに、交付候補者となった申請者に対してはその旨を、それ以外の申請者に対しては交付候補者とならなかつた旨をそれぞれ通知します。また、その通知において、事業の実施や振興交付金の交付に関する条件を付すことがあります。

振興交付金の交付については、別途、必要な手続を経て正式に決定されることになります。

なお、交付候補者となった提案者が辞退をした場合、交付候補者とならなかつた申請者の中から交付候補者を選定する場合があります。その場合、事前に該当する提案者に連絡します。

### 3 審査の観点

提案書等は、次に掲げる観点に基づき審査を行った上で、選定を行います。

#### （1）全体的な観点

提案書等に記載された事業の全体的な審査の観点は、次のとおりです。

##### ア 事業目的の理解度及び事業の必要性

- a 振興交付金の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。
- b 地域の課題及びニーズに対応した取組であるか。

##### イ 事業実施による効果、自立的かつ継続的な取組への展開など計画の有効性

- a 第2の1の（1）の①から③までの取組に対応した事業の目標の設定は、妥当であるか。
- b 設定した目標の達成に向けた適切な計画となっているか。
- c 設定した目標ごとに評価指標が設定されているか。
- d 設定した評価指標は、目標に対応した定量的なものとなっているか。
- e 事業完了後、活動内容が自立的かつ継続的な取組につながるものとなつ

ているか。

ウ 事業に係る経費の妥当性及び有効性

経費が適切に区分されており、その内訳が効率的なものとなっているか（一過性のイベント等への支払経費に偏っていないか等）。

エ 事業遂行のための実施体制の妥当性

a 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。

b 適切な経理処理能力を有しているか。

c 会計事務の審査体制を適切に構築しているか（体制が脆弱でないか。）。

オ 合意形成の手法の妥当性

合意形成の手法が、地域の課題、取組方針等を関係者間で共有し、事業を実施していく上で適切なものとなっているか。

カ アドバイザーの活用

専門知識、経験、資格等を持つアドバイザーを活用した取組であるか。

## （2）各支援内容に係る観点

提案書等に記載された事業の支援内容ごとの審査の観点は、次のとおりです。

ア 地域の活動計画の策定の取組（第2の1の（1）の事業）

a 地域の自立及び維持発展に向けた将来像を構想しているか。

b 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による活動計画づくりとなっているか。

c 地域の現状、課題等を把握した上で、課題解決に向けた取組内容が適切なものとなっているか。

d 第2の1の（1）の取組に係る活動計画について、計画に位置付けられた取組の具現化に向けた内容となっているか。

e 地域のコミュニティ機能の向上に資する取組となっているか（一部の集落のみが恩恵を受ける取組となっていないか。）。

f 普及啓発に資する情報発信の内容が具体的なものとなっているか。

イ 体制構築、実証活動等の取組（第2の1の（2）の事業）

a 地域住民が主体となっているか。

b 地域において従来から活動している団体等を活用したものとなっているか。

c 計画完了年度までに実現可能な取組内容となっているか。

d 活動計画に掲げられた取組を実施するために必要な体制を構築する内容となっているか。

e 活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた実証活動となっているか。

## （3）配慮事項

提案書等に記載された事業が次に該当する場合には、審査において配慮することとします。

- ア 農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるため、交通、買い物、医療・福祉、教育、エネルギー等に係る取組を実施する事業である場合
- イ 地域協議会の構成員又は事業に係る取組において連携する団体に地域運営組織が参画する事業である場合
- ウ 地域協議会の構成員又は事業に係る取組において連携する団体に都道府県が参画する事業である場合
- エ 農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるための取組を実施するため振興交付金を活用するものであり、かつ、市町村が地方創生推進交付金等の他省庁の補助事業・交付金事業を活用して、当該取組に関連する取組を併せて実施する事業である場合  
ただし、振興交付金を活用しようとする取組が、地方創生推進交付金等の他省庁の補助事業・交付金事業を活用する取組の内容と重複していないこと。
- オ 女性が重要な役割を担うこと等により女性の参画の促進を図る事業である場合
- カ 本事業の趣旨及び目的に沿ったモデルとなり得る取組を実施する事業である場合
- キ 地域再生法第5条第1項に基づく地域再生計画、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定若しくは形成方針又は総合特別区域法第2条第1項に基づく総合特別区域、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定を受けた指定棚田地域振興活動計画と関連がある場合、世界農業遺産・日本農業遺産の認定を受けた地域が策定した世界農業遺産・日本農業遺産保全計画と関連する事業である場合
- ク 世界かんがい施設遺産を活用した地域活性化の取組を実施する事業である場合
- ケ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第8項の認定を受けた地域が策定した同条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画と関連がある場合
- コ 景観法第55条第1項の景観農業振興地域整備計画が策定されている地域が策定した景観農業振興地域整備計画と関連がある場合
- サ 地域の食文化の保護・継承又は郷土料理や食文化を活用した地域活性化の取組を実施する場合
- シ 国の重要施策等の時宜に適った施策に即した取組（デジタル田園都市国家構想に資する取組等）を実施、又は関連がある場合
- ス 中山間地農業ルネッサンス事業に定める「地域別農業振興計画に位置付けられた提案」である場合
- セ みどりの食料システム法第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画が作成されている場合、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画が認定を受けている場合、同

法第 39 条第 1 項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画が認定を受けている場合

ノ デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である場合

## 第 5 事業の実施及び振興交付金の交付に必要な手続等

### 1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

交付候補者は、通知を受けてから 1 月以内に交付等要綱の第 5 の農山漁村振興推進計画及び第 6 の事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を地方農政局長等に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、申請者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため次の資料が必要となります。対象経費の精査の結果、提案書等及び振興推進計画等に記載された取組に係る経費であっても、交付金の対象経費とならない場合があります。

- (1) 貸金及び謝金については、単価の適正な根拠資料
- (2) 旅費については、旅費規程等の適正な根拠資料
- (3) 委託料については、積算、見積書等の複数者からの根拠資料
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、対象経費を確認する根拠資料

### 2 振興交付金の交付手続

地方農政局長等が振興推進計画等を承認したときは、交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる振興交付金の額をお知らせします。

交付候補者は、割り当てられた額を踏まえ、交付等要綱の第 10 に規定する農山漁村振興交付金交付申請書を作成し、地方農政局長等に提出してください。

地方農政局長等は、当該交付申請書を審査した上で適切と認められる場合には、交付候補者に対して交付決定通知を行います。

交付候補者は、地方農政局長等から通知される振興交付金の交付決定通知日以降に、振興推進計画等に記載された振興交付金の対象事業を開始することができます。交付決定通知日以前に事業を開始したことによって発生した経費は、原則として振興交付金の交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算））を原則とします。支払に関する手續は、次のとおりです。

- (1) 交付候補者は、毎年度、事業実施年度の翌年度の 4 月 10 日又は事業完了の日から起算して 1 月を経過した日のいずれか早い期日までに、交付等要綱の第

21に規定する農山漁村振興交付金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、領収書等の写しを添付して、地方農政局長等に提出します。

- (2) 地方農政局長等は、申請者から提出された実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲で実際に使用された交付対象経費について振興交付金の交付額を確定し、確定通知を送付します。当該確定通知後、振興交付金が支払われます。

## 第6 説明会の開催

公募に係る説明会に代えて、各農政局等のホームページに音声による説明を掲載しますので、内容を御確認いただき、御質問等がありましたら、第7に記載の所管する農政局等のお問い合わせ先に御確認ください。

## 第7 問合せ先及び書類提出先

お問い合わせについては、以下の連絡先に御連絡いただきますようお願いします。

なお、担当者の出勤状況により、お問い合わせに即時に対応できない場合がありますので予め御了承ください（問合せ時間：10:00～17:00 ※平日のみ）。

また、提案書等の提出先は、原則として以下のとおりです。

### 【応募者の事務所の所在地域が北海道の場合】

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1－2－1

TEL：03－3502－8111（内線5451）

### 【応募者の事務所の所在地域が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の場合】

農林水産省東北農政局農村振興部都市農村交流課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3－3－1

TEL：022－263－1111（内線4121、4118）

### 【応募者の事務所の所在地域が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の場合】

農林水産省関東農政局農村振興部都市農村交流課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2－1

TEL：048－600－0600（内線3412）

### 【応募者の事務所の所在地域が新潟県、富山県、石川県、福井県の場合】

農林水産省北陸農政局農村振興部都市農村交流課

〒920-8566 石川県金沢市広坂2－2－60

TEL：076－263－2161（内線3482、3483）

**【応募者の事務所の所在地域が岐阜県、愛知県、三重県の場合】**

農林水産省東海農政局農村振興部都市農村交流課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2

TEL：052-201-7271（内線2527、2571）

**【応募者の事務所の所在地域が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の場合】**

農林水産省近畿農政局農村振興部都市農村交流課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL：075-451-9161（内線2592、2594）

**【応募者の事務所の所在地域が鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の場合】**

農林水産省中国四国農政局農村振興部都市農村交流課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1

TEL：086-224-4511（内線2514、2563）

**【応募者の事務所の所在地域が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の場合】**

農林水産省九州農政局農村振興部都市農村交流課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1

TEL：096-211-9111（内線4627、4623、4624）

**【応募者の事務所の所在地域が沖縄県の場合】**

内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課

〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

TEL：098-866-0031（内線83326、83336）

## 参考

事業実施の手続等については、詳細を実施要領別記1の第2に定めることとしておりますので、今後の手續の参考としてください。

また、事業実施後の評価及び事業の遂行状況の報告等については、下表のとおり、交付等要綱に定めているほか、令和4年度事業の評価について定めた「農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について」の制定について（令和5年2月9日付け4農振2678号農村計画課長・都市農村交流課長通知）が同様に令和5年度事業にも適用されることが想定されるため、事業実施中及び実施後の手續の参考としてください。

| 主な関連事項                                                                     | 交付等要綱及び実施要領の関連箇所                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業実施結果の評価等<br><br>① 事業実施後の事業実施結果の評価、事業実施に係る状況報告について<br><br>② ①の評価における評価基準等 | ① 交付等要綱第7、実施要領別記1の第4及び第5<br><br>② 「農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について」の制定について（令和5年2月9日付け4農振第2678号農村計画課長・都市農村交流課長通知） |